

地方公共団体における 押印見直しマニュアル



内閣府

令和2年12月18日【初版】

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

内閣府規制改革推進室

内閣官房行政改革推進本部事務局

目次

第一章 はじめに	1
1. 本マニュアルの趣旨	1
2. 本マニュアルのスコープ	2
3. 用語等の定義	2
第二章 国の押印見直しに係る取組	4
1. 住民や事業者から提出される申請等の行政手続における押印見直しの状況	5
(1) 行政手続における見直しの基準	6
(2) 行政手続の押印見直しの結果	9
2. 会計手続、人事手続等の内部手続における押印見直しの状況	11
(1) 内部手続における押印見直しの基準	12
(2) 内部手続における押印見直しの結果	13
(3) 内部手続のオンライン化に伴う共通課題の整理	14
第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組	16
1. 組織の意思統一	16
2. 取組体制の構築	16
3. 押印見直し方針の策定	23
4. 押印を求める手続の実態把握	23
5. 押印見直し・署名見直しの検討	25
6. 押印見直し計画の策定	34
7. 押印廃止	34
第四章 おわりに	35
参考資料一覧	36

第一章 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっています。デジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮しますが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されます。

これまで、千葉市や福岡市など先進的な地方公共団体が、各団体の判断で可能な範囲において押印見直しに取り組んできましたが、国の法令等に根拠がある手続やそれに準じて押印を求めてきた手続については、見直しが行えませんでした。

しかしながら、今般、国においては、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、押印の見直しを強かに推進した結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込みとなりました。

こうしたことから、これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体においては国や先進地方公共団体の取組を参考に、見直しを行った経験のある団体においても、今般の国の取組を取り入れて、更なる押印の見直しに取り組んでいただきたいと思えます。

今我々がやろうとしていることは、デジタル技術を最大限活用することによって、省力化できることはAIやロボットに任せて省力化を進め、人が寄り添わなければいけないところに人が寄り添うことができるよう、人手を寄せていく、そういう人のぬくもりが感じられる行政とするための規制改革・行政改革です。

今般の押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではありません。行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることが目的です。それによって申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組です。人口減少社会における新たな行政の姿を実現するための一里塚として、本マニュアルを活用していただくことにより、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

1. 本マニュアルの趣旨

地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、今般の国の取組について解説するとともに、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示しています。併せて、先行的に見直しに取り組んできた地方公共団体の取組についても紹介しています。

本マニュアルは、規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員（三重県、大阪府、福岡市、相模原市）が、国における見直しを担当した内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局並びに総務省自治行政局の支援を受けて、出身団体の経験・意見を持ち寄り作成したものです。

今後も、本マニュアルに国や地方公共団体の取組を追記するとともに、ユーザーの声を踏まえた改善を加え、内容を充実・更新していく予定としています。

2. 本マニュアルのスコープ

本マニュアルで扱う対象は、国の法令等において規定されている全手続（住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続）、地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続とします。

また、本マニュアルは書面・対面規制の見直しを対象としていませんが、今後の国の取組等を踏まえ、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する予定です。

なお、本マニュアルについては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日 総務省自治行政局長）で記載されている、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続に関する「ガイドライン等」及び地方公共団体が独自に実施する手続を見直すに当たって参考とする「国の取組」の一部に含まれるものとします。¹

3. 用語等の定義

本マニュアルで扱う用語の定義は、以下のとおりとします。

（1）印鑑の用語

	定 義
登 記 印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。 代表者印。
登 録 印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。 実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。 銀行印。 ③その他特定の手続 ² で使用するものとして登録した印鑑。
認 印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。 三文判や角印。

¹ 参考資料1：地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日）及び別添1：書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日）

² 入札制度における参加資格審査の要件として、入札、見積書、契約書、請求書などにおいて使用する印鑑の登録を義務付けている場合など

(2) 手続の定義

	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含まれており、本マニュアルではそれらも含めて内部手続としている）

(3) 用語の定義

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自署すること
記名	氏名を記載すること